

前部に特殊な装備を有する自動車に対する車線逸脱警報装置の装着免除について

- 適用免除範囲
 - 道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの。
- 改正概要
 - 車両前部に特殊な装備を有するため、車線逸脱警報装置が適切に機能することが困難な除雪車及び散水車等について、車線逸脱警報装置の装着義務を免除することとします。

＜適用免除車両例＞



- 改正時期(予定)
平成 29 年 6 月
- 適用免除開始時期(予定)
平成 29 年 6 月

【参考】車線逸脱警報装置の搭載義務付け時期

新 型 車:平成 29 年 11 月より順次
継続生産車:平成 31 年 11 月より順次